

被爆者健康診断 請求代行業務について

個人票等の正しい記入と 提出時の注意点

健診科

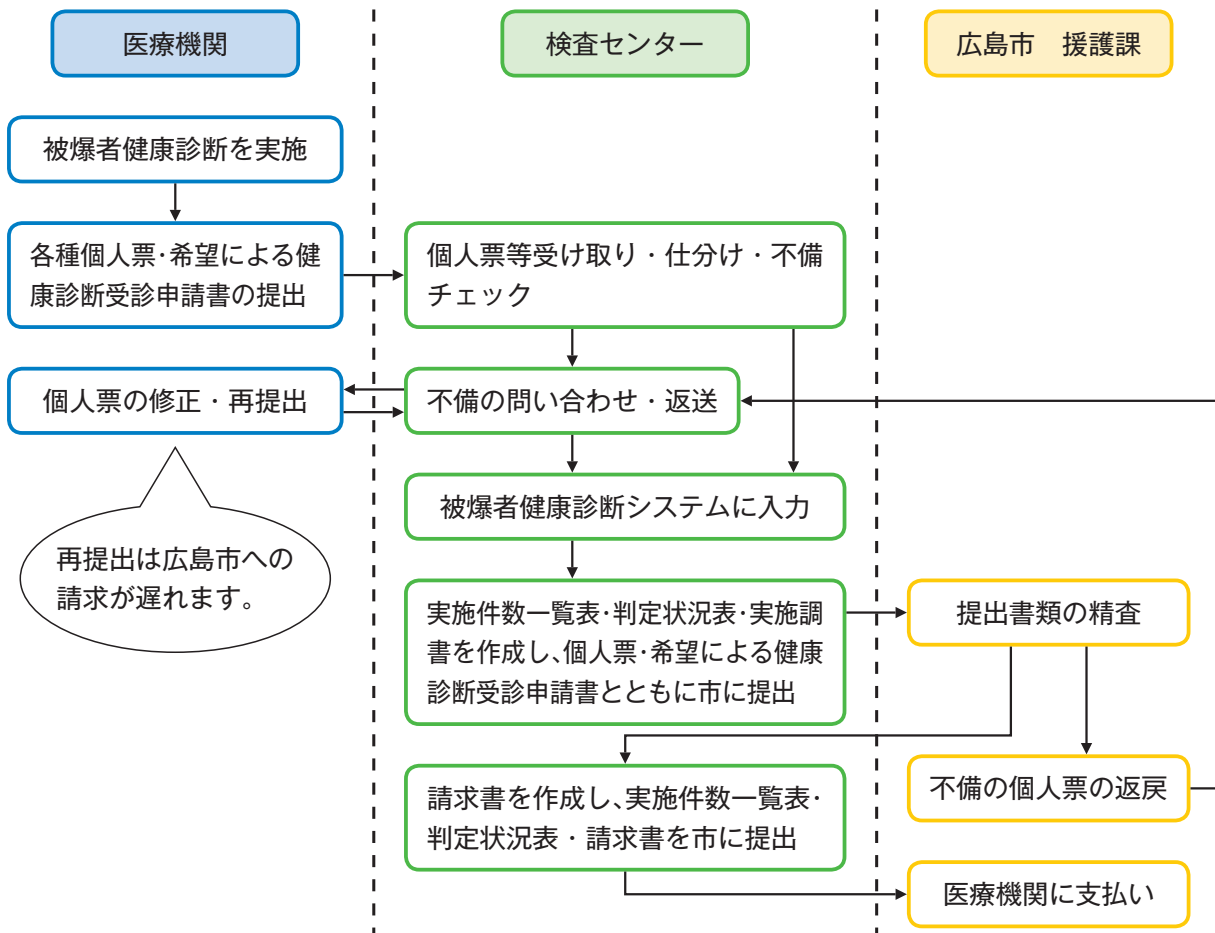
はじめに

被爆者健康診断業務は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者等の健康保持及び増進を図ることを目的に、被爆者健康手帳等が交付された被爆者に対して、昭和32年度から実施されています。

現在、被爆者健康診断定期健康診断は年2回、前期(4月～9月)及び後期(10月～翌年3月)に分け、それぞれ1回ずつ実施します。更に被爆者の希望による健康診断として年2回実施、そのうち1回は、本人の希望によりがん検診を受診できます。

当検査センターでは、広島市医師会、安佐医師会、安芸地区医師会の会員医療機関で実施された被爆者健康診断について、広島市への請求を取りまとめて代行しています。

1. 被爆者健康診断の請求代行の流れ



2. 被爆者健康診断の受診回数と提出書類について

	定期健康診断	希望による健康診断（申請）	精密検査
前期 （4月～9月）	一般検査（1回）	一般検査2回 （うち1回をがん検診に代替可）	一般検査及びがん検診の結果、さらに精密検査が必要と医師が判断した場合に実施
後期 （10月～翌年3月）	一般検査（1回）		
提出書類	「健康診断個人票（一般検査用）」	「健康診断個人票（一般検査用）」または「健康診断個人票（一般検査（がん検診）用）」と「希望による健康診断 受診申請書」（図2）	「健康診断個人票（精密検査用）」（図1・図3） ※希望による健康診断で精密検査を実施した場合は、個人票の右上欄外に「申」と記入してください。

一般検査は、「定期健康診断(年2回)」のほか「希望による健康診断(年2回)」も加えると最多で年4回受診することができます。

ただし、各種がん検診をいずれか一つでも受診した場合は、希望による健康診断1回が減り、一般検査は年度内最多3回になります。がん検診は、年度内に各種(胃がん・肺がん・乳がん・子宮がん・大腸がん・多発性骨髄腫)1回ずつ受診できます。

また、希望による健康診断には、必ず「希望による健康診断 受診申請書」（図2）の提出が必要になります。

希望による健康診断で精密検査を実施した場合は、精密検査個人票（図1・図3）の右上欄外に「申」と記入をお願いします。

様式第四号（三）

(申) 請求用

No. _____

手帳番号 1 2 3 4 5 6 7

健康診断個人票（精密検査用）

検査科目	フリガナ ケンサ ハナコ	氏名	検査 花子	性別	男	年齢	85才	現住所	広島市 中区 千田町 3丁目 番地
被爆地	町 20.8	入市	法区	1号・2号	被爆状況	屋内	屋外	3号・4号	燃況 (木造・石造・コンクリート) (遮蔽の有・無)
被爆直後の行動 (おおむね3週間以内)									
既往歴									
(理学的検査)									

図1

3. 個人票の記入について

被爆者健康診断の請求代行業務では、医療機関から提出された個人票の内容を、被爆者健康診断システムに入力しています。入力の際、個人票に記入された文字・数字が読み取りにくい場合がありますので、丁寧な文字・数字での記入をお願いいたします。

また、個人票に記入漏れがあると、医療機関へ問い合わせや返送をするため、広島市への請求が遅れる場合があります。提出の際は記入漏れがないか再度ご確認くださいようお願いいたします。

4. 「希望による健康診断 受診申請書」の記入について

一般検査を「希望による健康診断」で受診される際(すでに、定期健康診断で一般検査を受けられていた場合)にも、申請書が必要です。

がん検診は、すべて「希望による健康診断」です。各種がん検診を異なる時期に受診される場合、申請書はその都度提出をお願いします。また、同月に実施した各種がん検診は、一枚の個人票にまとめて記入をお願いします。

「希望による健康診断」
受 診 申 請 書

被爆者健康手帳番号		性別	男・女	生年月日	
区分	<input checked="" type="radio"/> 一般 <input checked="" type="radio"/> がん (胃がん・肺がん・乳がん・子宮がん) (大腸がん・多発性骨髄腫)				
氏名					
居住地	広島市				
受診月					

がん検診は、すべて「希望による健康診断」です。
がん検診を実施した場合は必ずご提出ください。

一般検査を「希望による健康診断」で受診される際(すでに、定期健康診断で一般検査を受けられていた場合)に、申請書が必要です。

例：一般検査を4月(前期の定期健康診断)に実施し、9月(前期)にも一般検査を被爆者から申請を受けて実施する場合(希望による健康診断(申請))に、ご提出ください。同一月にがん検診も提出される場合は、一般・がん両方を○で囲ってください。

図2

《レセプトに必要な情報についての例》

例1：尿沈渣の場合

フローサイトメトリー法、鏡検法、染色標本加算等の記入

例2：末梢血液像検査の場合

鏡検法、機械法の記入、それぞれの方法での結果値の記入
(結果値が該当項目に満たない場合は請求できません)

例3：画像診断(エックス線撮影)の場合

撮影方法(アナログまたはデジタル)、部位、方向と分画記載(フィルムの種類、サイズ、枚数)、加算(画像診断管理加算、電子画像管理加算等)の記入

《請求できない項目の例》

- ・一般検査の場合…血小板数

(血液学的検査の項目にある、網状赤血球数、白血球百分比は請求可能です。)

- ・がん検診 多発性骨髄腫を実施した場合…TP

おわりに

広島市健康福祉局原爆被害対策部援護課から発行されている「被爆者健康診断 実施・請求事務の手引き」(図4)をご一読いただきますようお願い申し上げます。

これからも、被爆者健康診断請求代行業務が正確で迅速に行えるよう、業務内容の見直しを検討していきたいと考えています。

当検査センターへ被爆者健康診断に関する検体検査をご依頼いただいている場合、個人票の不備の検索が行え、医療機関へ問い合わせを行わずに済む場合があります。この機会に、検体検査も当検査センターへのご依頼をご検討ください。

今後とも引き続きよろしくお願いたします。



図4

担当：船岡 由紀子（健診科主任）

*ウェブサイトでもご覧いただけます。 <http://www.labo.city.hiroshima.med.or.jp/>